

(別添1)

事業評価の結果 (共通項目)

福祉サービス種別 保育所
事業所名 長野市山王保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

コメントで良い事例は、取組みの余地がある場合はで表示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針がを確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	1	理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	・保育園の存在意義、使命や役割等は「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に「目標とする子どもの姿」として明文化されている。長野市の豊かな自然と文化を活かした恵まれた環境の中で、子ども達が遊びや生活を通して友達等との人間関係を築き、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力・実践力・未来力・絆力の育成について明示し当園でも実践している。また、公立保育園・保育所型認定こども園共通の保育理念に基づいた基本方針が定められ、当園では新年度体制の職員会議で理念や基本方針を読み合わせをして、職員への周知を図っている。 ・市の保育理念や基本方針に沿った具体的でわかりやすい園目標「『笑顔いっぱい 元気いっぱい』・自然に触れ遊ぼう・考え行動しよう・おいしく食べよう」がある。園目標は「重要事項説明書」「4月の園だより」、入所説明会の説明資料などにも明記している。当園の事業計画に「保育理念」「園目標」を記載して周
					2	理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	1	(1)			7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	知を図っている。 利用者調査では、回答のあった保護者から保育園の基本的な考え方（保育目標・保育方針）を知っており理解していた。	
2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」で保育園全体としての方向性が決められており、利用者の推移予測や利用率の分析について保育・幼稚園課と連携し実施している。 ・当園は長野市街地にあつて、近隣の官公庁や商業施設に勤めている保護者が多く、単世帯が多いことから共働きの家庭が多い。子どもの85%以上は保育標準時間認定を受けており、利用者数を担当課や子育て家庭福祉課等との情報交換、当園併設の地域子育て支援センターの運営で保育のニーズや潜在的な利用者等を把握している。 	
				9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
				10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
				11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。		
			経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園全体の組織体制や設備の整備などの経営課題に関しては担当課の管轄で取り組んでいる。課長補佐会や公立保育園の園長会、ブロック園長会等で担当課から運営状況や課題などが説明され、職員会議で報告されている。 ・園に消耗品費等の経費予算の配当があり、優先順位をつけ節減をし経費の効率的な運用に努めている。ICT化が進み、紙の使用の削減や保育士の事務負担軽減に繋がっている。 職員体制は担当課と相談して子どもの増減に応じた適正配置に努め、フリー保育士や4時間パート保育士を配置して、また、ノンコンタクトタイムを設け、業務の効率化に取り組んでいる。
					13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
					14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
					15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b)	<p>16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>・「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」及び「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」で全体のビジョンが明確になっている。</p> <p>「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」は、毎年度、その達成状況の評価が数値的に行われており、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」は保育・幼稚園課で見直しと検討がされている。</p> <p>・当園では、令和9年に信州型自然保育の認定更新・令和6年に長野県保育研究大会の開催、「福祉サービス第三者評価」の受審・令和6年6月から誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業開始を、中・長期計画にあげられている。</p> <p>数値目標は特に設けていないが、紙の使用枚数、ノンコンタクトタイム、残業時間等の可能な数値目標があれば設定を期待する。</p>
			中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>・単年度の事業計画は中・長期計画を基に策定されている。事業計画は、福祉サービス第三者評価の受審・幼保小連携接続カリキュラムの実践・特別支援教育・保育の実践・運動と遊びのプログラムの実践・やまほいく（自然保育）の充実・一時預かりとこども誰でも通園制度の運営と充実を、今年度の重点目標に掲げている。</p> <p>・高齢者交流事業、地域子育て支援センターの利用者数を保育・幼稚園課に報告している。年度始めに立てた目標の達成状況や保護者アンケートの分析結果を踏まえ、次年度や中期の計画立案に活かしている。</p> <p>数値目標は特に設定されていないが可能な数値目標があれば設定を期待する。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>・当園の事業計画は、年度末に業績評価等を振り返り、新年度体制の職員会議で意見を出し合っ、4月に新たな事業計画や「全体的な計画」を決定・周知している。また、市公立園の園長会、主任会、保育士部会、給食部会、看護師会等でも意見が集約され市の計画に反映されるようになってい</p> <p>る。</p> <p>・当園としての中期計画に「やまほいくの更新認定と充実」「長野市運動プログラムの充実による運動機能の育成」等を掲げている。職員はその実践に向け、長野市の保育士部会で作成した「長野市運動プログラム」の動画を参考に共通理解を深めて、園内外の研修に積極的に参加し、必要とされる知識やスキルの向上に努めている。</p>
			事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>保護者等に当園の事業計画を配布するとともに、「保育業務支援システム」で事業計画に繋がる保育のねらいなどを毎月の「園だより」として配信している。幼児はその日のクラスの活動内容を「保育業務支援システム」のアプリで当日に配信し、保護者も最新の情報として見るができるようになってい</p> <p>る。継続的に取り組んだ遊びや行事の子どもの様子を写真を挿入して定期的に配信したり「信州やまほいくの郷」ポータルサイトに、子どもの様子をアップしている。また、地域の区長や民生委員の方に来ていただいて、夏祭りや運動会総練習に参加してもらい、保育の理解につなげている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	<p>33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>34 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。</p> <p>35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価を実施し、PDCAのサイクルに基づく保育の質の向上に繋げている。職員一人ひとりの自己評価を集計し、園の課題を洗い出して、職員会議で分析・検討を行った上で、園内研修を実施し環境を整備し課題解決を図っている。また、指導計画や園内研修で、自分の保育を振り返り、次の保育に活かしている。</p> <p>当園は今回の第三者評価が2回目の受審となり、第三者評価の受審に向けた園内研修を計画的に行って、更に保育の質の向上に取り組んでいる。</p>
			評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	<p>37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・当園では毎年度、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価を行って、その結果を集計・分析し、気づきや課題などについて職員会議や園内研修で共有して、改善に向けて計画的に取り組んでいる。職員会議で話し合った改善点や設備面などの園内だけでは解決できない課題等については、担当課に報告し、改善を図っている。また、園長と保育主任が保育の現状や課題を日頃から話し合うことで、保育の課題を共に認識し、職員の指導にあたっている。当園では職員自らが課題意識を持って、知識・技術の向上を目的に園内の年間研修計画を策定し、その学びを実践して、更に、振り返りを行いサービスの向上に活かしている。</p>
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	<p>42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>45 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<p>・園長としての保育所の経営・管理に関する方針を職員に伝え、自らの役割と責任について明確にしている。園長としての「職員構成と職務内容」には「労務管理」「保育運営管理」「事務関係」「渉外関係」「研究関係」などについて定められており、また、「事務分掌等一覧表」「運営規程」にも役割が明記されている。</p> <p>・災害、事故等のマニュアル、園の運営規程等に基づき有事の際の役割と責任も明らかにしており、園長不在時は保育主任及び主査が代行している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(1)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b)	<p>46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>・園長は、地方公務員法等を学ぶとともに、保育の実施と運営上の根拠となる法令や基本的な関連法令や保育に関わる倫理等を正しく理解して「園長の心得」「教育・保育の手引き」「マナーブック」等により年度当初に職員に必要な事項を伝え遵守できるよう指導している。</p> <p>裏紙の使用、寒冷紗やよしずの利用、廃材の再利用など環境への配慮を高める取り組みをしている。更に、労働基準法に基づき、休憩時間確保のためのパート保育士の配置や年次休暇取得を促し、時間内に書類作成が出来る人員を確保し労働環境の整備・改善に努めている。</p> <p>廃棄物処理法、フロン排出抑制法、労働安全衛生法の改正等により遵守すべき事項がないか検討することを期待する。</p>
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>・園長は保育所第三者評価の内容評価項目を基に評価と分析を行い、全職員が改善に向けて取り組んでいる。また、保護者アンケートの結果を基に改善策について職員会議等で話し合い、保護者に結果を公表している。</p> <p>・園長は研修についてアンケートを取り、スキルや経験値から担当者を決めて、担当職員で内容を検討し主体的な研修に繋げている。該当する職員については担当課主催の各種研修会や会議等に参加させ保育の質の向上を図っている。</p> <p>・園目標を実践するため、「全体的な計画」は各年齢に合わせて具体的に掲げて、年齢ごとの年間指導計画、月案、週日案について進捗状況を把握し、その評価と反省を職員にも分かり易く伝えている。</p> <p>公立保育園全園で実施している「研究レポート」にも計画的に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(2)	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>園長は人事、労務、財務等の視点から運営の改善や業務の実効性を高め、保育主任を中心とした職員と共に改善に取り組んでいる。日々の業務が効率良く行えるようにクラス担任、加配保育士、フリー保育士、パート保育士などを適材適所に配置している。</p> <p>・有給休暇の取得、残業時間の削減等は、休憩パート保育士の配置により休憩時間もしっかりと取れている。働きやすい環境づくりのために、「ノンコンタクトタイム」を導入して、職員の家庭環境や健康状態等に着目し、日々の会話や人事異動調書や面談を通して意向も把握し対応している。また、園長自ら安全衛生委員会の委員長となりストレスチェック結果の確認を行い、職員の心身の安定も図っている。</p>
2	福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理員等の配置については長野市の基準があり、担当課が主管して、公立園全体で正規職員、会計年度任用職員の確保が計画的に行われている。</p> <p>・当園は看護師、代替保育士・代替調理員、休憩パート保育士等を確保している。また、各園のパート保育士の過不足の現状は、担当課が作成した共通フォルダーで共有することができる。保育士確保に向け、担当課で養成校や懇談会等で採用活動を実施している。人材育成面は市職員としての研修並びに「長野市公立保育所等職員研修要領」に基づいた研修が組まれている。新規採用正規職員はステップノートを使用しアドバイザーと指導者がついて指導している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(1)	総合的な人事管理が行われている。	a)	<p>63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができて</p>	<p>・「教育・保育の手引き」を活用した職員研修を行い、期待する職員像を明確にしている。また、「保育士の資質に関する指標」にも経験年数ごとの期待される職員像が明記されており、将来を描くことができるようになっている。</p> <p>・新規採用職員研修で人事基準について周知されており、職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられている。会計年度任用職員は自己評価を実施している。園長・保育主任は「人事評価マニュアル」に基づいた研修を受け公正・公平な評価を行っている。会計年度任用職員にも保育の専門職としてのキャリアアップ研修が導入されている。職員は人事異動調書により園長と面談している。更に、担当課労務管理担当者による各園の労務巡回指導も年1回以上実施され、処遇状態や労働環境の把握に努めて、総合的な改善に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・ 園長が労務管理の責任者になっており、出退勤や休憩時間の管理はタイムレコーダーで、時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認や休暇を把握している。</p> <p>・ 職員の健康と安全の確保のため、園長が委員長となり安全衛生年間計画を立て、健康診断、腰痛防止策、労働安全等について対処し職場安全衛生委員会報告書を作成している。また、年1回ストレスチェックも行い、必要な場合は医務保健室の指導を受けることができ、労務管理に関わる相談については担当課のヘルプデスクに相談することができる。</p> <p>・ 「人事異動調書」の確認も兼ね園長面談を年1回以上行い、必要に応じて園長や主任との相談を随時行うことができる。福利厚生については長野市の福利厚生に準じており人間ドック、健康診断の受診などがある。</p> <p>仕事と生活の両立から時間外労働の削減、休暇の計画的な取得などに取り組んでおり、育児や介護、療養など、状況に応じて休暇が取得できるようになっている。育児のために、部分休業を取り入れた働き方も選択できる。福祉人材の確保や定着の観点から、休憩パート保育士の確保、部分休業取得時や療養休暇時の代替保育士の配置等も行われている。「ノンコンタクトタイム」を導入し、書類作成等の時間を確保できるようにしている。長野市として「イクボス・あったかボス宣言」がされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>・長野市としての「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」から期待する職員像を読み取ることができる。正規職員は業績目標を作成して、目標を記入後それに向けて実践し、年度末の2月に評価を行って次年度目標の策定に繋げている。設定する目標項目、目標水準などについての説明が園長から行われ明確にされている。園長・保育主任は評価者として期の途中で職員の目標に対する進捗状況を確認して職員一人ひとりに助言し、チームとしての保育についても見つけ直して、全体の質の向上に繋がるようにしている。会計年度任用職員についても担当課作成の自己評価を行って、園長、担当課長が評価し、適切な指導を行っている。</p>
			職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>・長野市の「保育理念」「教育・保育基本方針」「教育・保育の手引き」から期待する職員像を読み取ることができる。「長野市公立保育所等職員研修要領」や「園内研修計画」があり、計画的に課長補佐会、園長会、主任会、保育士部会、給食部会等での研修を開催している。研修会後のアンケートなどを基に担当課指導員や課長補佐会により評価・見直しが行われている。また、正規職員については、経年や職種に応じて新規採用職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修・主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修等を受講し、市職員としての経年研修も受講している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(3)	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>・職員の専門資格の取得状況については、職員からの自己申告や人事異動調書などで把握されている。「長野市公立保育所等職員研修要領」があり、新規採用・2年目・5年目・10年目研修、主査・保育主任・園長研修等、職種・経験・習熟度等に合わせた研修が立園全体として実施されている。また経験値に合わせたOJTを行っている。担当課より市職員としての研修についての研修案内があり交代で参加している。長野市の実施する研修や外部研修については、園で取りまとめたり、個々に申し込んでいる。今年度、長野県保育研究大会の分科会を当園で開催している。他園への訪問保育、公開保育に参加した職員からの報告を職員会議で行っている。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・「実習生受け入れマニュアル」があり、「実習生受け入れプログラム」に沿って保育主任が実習生の指導を行っている。園として、事業計画の中に「実習生の受け入れ」と明記して取り組んでいる。</p> <p>・プログラムに沿って実習生に事前のオリエンテーションを行って、実習のねらいや希望等を本人から聞く機会を設け、実習期間中も養成校の職員と継続的な連携を図っている。実習期間は毎日担当保育士と振り返りをし、疑問・悩み等が解決できるようにアドバイスをしている。</p> <p>主任会として実習指導者についての研修をし、職員会で受け入れる際の心構えや注意点などを情報共有している。今年度、当園として職場体験の中学生やフィールドワークの養成校生の受け入れを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	<p>97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・長野市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が掲載されて基本理念や基本目標が公表され、「保育園のしおり」等には保育園等の保育理念、基本方針が掲載されている。市のホームページで園概要として、「保育目標」「一年間の主な行事」等を公表している。「苦情解決の仕組み」「運営規程」等は、玄関の見やすい所に掲示し保護者アンケートの結果は公表し、苦情・相談内容は必要性に応じ適宜公表している。第三者評価は、県のホームページ等を通じ公表されている。</p> <p>併設されている地域子育て支援センターは、保育・子育て等に関わるイベント情報を玄関に置いたり掲示し「地域子育て支援センターだより」を市のホームページで配信している。「信州やまほいく」のポータルサイトで写真付きで活動内容の紹介を行っている。</p>
			公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている</p> <p>104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・「職員構成と職務内容」があり、各職員の職務内容や園務分担が明確になっている。「教育・保育の手引き」や「事務手引き」により事務、経理等の手続きのルールが周知されており、担当課の助言、指示を受けつつ各職員は自分の役割を理解し担っている。</p> <p>・園として年1回保育行政事務調査を受けており、透明性の高い適正な運営が行われている。長野市は包括外部監査が実施されており、契約を締結した外部監査人が自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施し、令和元年度が対象となった。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4 地域との交流 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>108 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>当園の事業計画や全体的な計画に記載し、市街地という特性をメリットに、地域と連携を図り、地域社会で様々な社会体験ができるようにしている。JRや市街地循環ぐるりん号、長野電鉄を利用した乗り物遠足を実施し、種苗店や八百屋で買い物体験をして、豊かな経験につなげている。園を中心とした、公園や小学校、神社、商店などの写真入りの散歩マップがあり、四季を通して散歩に出掛けて、地域の人々と挨拶をし、大人との関わりができるようにしている。</p> <p>・今年初めて民生・児童委員に夏祭りや運動会の総練習に参加していただいた。中学生の職場体験の受け入れ等を行っている。また、プロによるサッカーやバスケットボール教室等で交流を実施している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(1)	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a)	<p>111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>115 学校教育への協力を行っている。</p>	<p>・「長野市公立園ボランティア実施マニュアル」があり基本姿勢が明記されている。その中の「ボランティア・保育体験・職場体験学習等に参加される方へ」等でオリエンテーションを行い、特に、守秘義務について説明して、理解を得るようにしている。</p> <p>・「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児とふれあう機会の提供」として中学生・高校生との取り組みの推進が明文化されている。近隣の小学校へ散歩に行き、学校探検を計画し、小学校へ就学する期待につながる取り組みをしている。また、将来保育士を目指す養成校生の実習を受け入れ、学校教育への協力を積極的に行っている。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<p>・医療・関係機関一覧が作成されている。園長会、主任会が定期的に関われ、園長または保育主任が出席し課題解決や就学に向けて協働している。幼保小連絡会等では、就学先の小学校の教師が来訪し連携を取っている。また、園長や看護師が同席のもと、園医とのカンファレンスも行い、子ども達の健康上の課題にも取り組んでいる。その場で知り得た情報は、必要に応じて、保護者と情報共有し、健康に関する取り組みに繋げている。更に、特別な配慮が必要な子どもについては、こども総合支援センターや保健センターとも連携を取っている。権利侵害が疑われる児童については、中央児童相談所、こども総合支援センター、保健センターなどと連携を取り、子どもの人権や安全が侵害されないよう取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a)	<p>122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p> <p>123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p>・保育主任や子育て支援員が地域の保健センターに出向き、4ヶ月健診で情報等を提供している。今年度は、民生児童委員の方が夏祭りに参加して、地域の子どもや保育の理解を図り、焼き芋会が実現できるか相談することで、連携をとる機会につながった。 併設の地域子育て支援センターは地域の未就園児とその保護者が利用して、子育て相談や外部から講師を招いた就職相談、栄養相談、健康相談、パネルシアターや絵本の読み聞かせ等を開催し、地域の子育て支援の拠点となっている。</p>
			地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</p> <p>126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p>127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p> <p>128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>	<p>・地域の保護者支援として地域子育て支援センターと一時期かりに加え、今年度こども誰でも通園制度の事業を行っている。地域子育て支援センターは地域の子育ての拠点として、毎日およそ10組から15組ほどの未就園児とその保護者が訪れている。長野市のモデル園として6月からスタートしたこども誰でも通園制度は、長野市北部の子育て世代からの関心度も高く、子育てから離れる時間を確保したり、短期的な就労をしたりと、利用者の満足度が高まった。今年度は事業計画を、山王小学校校長や民生・児童委員や区長に配布し、地域の子育ての拠点となる保育園への理解を図った。 ・ハザードマップでは、当園は洪水による浸水の深さは0.5Mから3.0Mのため、2階へ垂直避難が必要である。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<p>130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>133 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>134 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>・長野市が「目標とする子どもの姿」の実現に向けた三つの視点（生活上の自立、学びの自立、精神的な自立）には、子どもを尊重し生きる力の基礎を養うための姿勢が明示されている。また、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」では「かがやく笑顔で げんきに遊ぶ しなのきッズ」を目標とする子どもの姿として「自律力」「実践力」「未来力」「絆力」等を身に付けるための基本方針を掲げ当園でも実践している。</p> <p>・子どもを尊重した保育について共通理解を図るために「保育マニュアル」「教育・保育の手引き」「全国保育士会倫理綱領」「保育における人権」等を用いて園内研修を行っている。市で実施する人権に関する研修に職員が参加し、受講後に園内研修も実施して、子どもを尊重した保育ができるように具体的な事例をあげて人権意識を高めている。</p> <p>保育主任を中心に、不適切な保育を防止するための研修を園内で行い、子どもを尊重した保育を実践している。保護者には「保育園のしおり」「重要事項説明書」などの入園や継続の際の説明資料に沿い、子どもの人権や互いに尊重する心について説明している。加えて、「園だより」に年齢別の「今月のねらい」を掲載し、保護者の理解を得るようにしている。性差については色、服装、役割、遊び方など固定的な対応はしないように配慮し実践している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(1)	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a)	<p>138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。</p> <p>139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。</p> <p>140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。</p>	<p>・プライバシーに配慮した保育が行えるように「教育・保育の手引き」を使って園内研修を行っている。子ども達が使用する幼児用トイレは2ヶ所があり、子どもの体に合わせた大きさの扉でプライバシーに配慮された設計となっている。年齢に応じて、排泄や着替え、身体測定などの場面ではパーテーションを置いたりカーテンを引き外から見えないように配慮し、必要に応じて男女が別々の場所で着替えができるように環境を整えている。プールについては外部から見えないように、よしずなどで目隠しで保護をしている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>145 見学等の希望に対応している。</p> <p>146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>・「保育園のしおり」には長野市の保育理念や基本方針、保育の内容などが分かりやすく紹介されている。「長野市の教育・保育施設等」の冊子や「利用のご案内」、「子育てガイドブック」等は、市役所や支所、保育所等に置いてあり、長野市のホームページでも見ることができる。「信州やまほいく」のポータルサイトでは写真付きで当園の活動内容を紹介している。</p> <p>・見学希望者はいつでも受け入れ体制を整えて、園長・保育主任が随時説明をし、利用希望者には所定の資料を使って丁寧に説明している。併設の子育て支援センターでは健康相談、栄養相談、歯科相談等も行っており通常の子育て相談についてはいつでも対応できる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(2)	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<p>147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>・入所説明会で「重要事項説明書」等を用い保育内容を説明している。説明時は、実物のコップやタオル等を見せ、より具体的に説明している。入園前に個別面談を行い、疾病やアレルギー等の細かな情報を聞き取り把握している。</p> <p>・特別な配慮が必要な子どもは、必要に応じて指導員や保健師等の専門職の参画の下、入所前面談を行い、安全に保育ができるように対応している。また、食物アレルギー除去が必要な場合は生活管理指導表の提出を依頼し、栄養師等を交えて面談を行っている。</p> <p>・保育開始や変更時には個別に保護者の意向を聞きながら、新規入所の申請書や継続の現況届及び重要事項チェックシートに署名をいただいている。入園後には保護者を対象としたアンケートを実施し、個別面談で保護者の意向を把握している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(2)	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対を行っている。	a)	<p>152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>・保育所の変更にあたっては、必要に応じて保護者の了解を得て保育要録の写しを送ることなどの手順が定められ、継続した保育ができるようにしている。途中退所後や卒園後も保護者が気兼ねなく相談等ができるように、保護者相談窓口があることを、園だよりや口頭で伝えている。</p>
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<p>155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>日々の保育の中で、子どもの言葉、表情、仕草、行動、友達関係などから満足度を把握している。また、子どもの意欲を形にするために「どんなことをやりたいか、何をやりたいか」子どもの思いや希望を聞き、それに基づいて保育計画を立て、週日案等で保育の実践を振り返って、次に繋げている。</p> <p>・保護者には保護者アンケートの実施や個別懇談会の開催、朝夕の送迎時や保育参加等の様々な場面で意見・要望等を聞き、満足度を把握するようにしている。アンケートの集計結果や意見・要望等を取りまとめ職員会議で検討・分析し、保護者にフィードバックしている。「保育業務支援システム」の匿名アンケート機能を使って行事の意向調査等も実施し、運営に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	<p>161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>・ 苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は保育主任となっており、第三者委員は民生委員・児童委員と主任児童委員に委嘱して苦情解決の体制を整備している。</p> <p>・ 保護者には入所説明会や玄関に苦情解決の仕組みを掲示して周知を図っている。また、意見箱を玄関に設置し、保護者が匿名で意見を出せるようにしている。保護者アンケートを実施し、意見を出しやすいように無記名で行い工夫している。集計結果を全保護者へ配布している。</p> <p>・ 保育園として「長野市立認定こども園及び保育所苦情取り扱い事務要領」「教育・保育の手引き」「意見（要望）への対応マニュアル」に基づいて苦情を処理することになっており、「相談・意見・苦情受付記録」に記録して5年間保存している。出された苦情は「意見（要望）への対応マニュアル」に基づいて口頭や文書等で保護者に回答したり申出者の不利益にならないように配慮し、必要に応じて公表をしている。職員は苦情や意見を室として受け止め、職員会議でその内容を周知し改善策も検討している。第三者委員に年間の苦情件数と内容を報告している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(4)	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	<p>168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>・「苦情解決の仕組み」を玄関に掲示するとともに、いつでも相談できる体制があることを4月の園だよりに掲載し、意見箱もあることを知らせている。「入所説明会」資料などでも周知し、個別懇談や登降園時に園長や保育主任だけでなく、どの保育士に相談しても良い旨を伝えている。送迎時には保護者とのかわわりを大切に意見を言いやすい雰囲気や環境づくりに配慮している。</p> <p>・保護者から個別に相談がある時は事務室や空き部屋を利用してプライバシーを守り、安心してゆっくりと相談できるように配慮している。</p>
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	<p>171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p>176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p>	<p>・職員は日頃から保護者と話しやすい雰囲気を中心掛け、直接相談や意見を聞く機会を作るように努めている。保護者の意見・要望等があった時は職員間で検討して改善に繋げ行事等に反映させている。</p> <p>・申し出された意見や相談は「意見（要望）への対応マニュアル」により対応している。マニュアルはマニュアル検討会議で定期的な見直しが図られている。意見箱の設置や保護者アンケート（年1回）の実施、保育参加、保護者懇談会等で意見の集約に努めている。</p> <p>・相談内容や意見については所定の用紙に記録し関係者に報告し、職員間で改善に向けて話し合っている。改善できる点は迅速に取り組み、解決に時間がかかる時は事情を説明し理解を得るようにしている。保護者からの相談や意見を園内研修で取り上げ、解決策を保護者にフィードバックしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>・リスクマネジメントに関する責任者は園長で、リスクマネジメント委員会を職員会議前に開いて、園内で起きた事故報告やヒヤリハット事例を共有して、改善策を立て安全確保に努めている。事故発生時の対応と安全確保については「危機管理マニュアル」で明確になっており、職員間で周知・徹底を図っている。事故が起きた際には発生要因を分析して再発防止に取り組んでいる。また、他の自治体や各園で発生した事故やケガ、ヒヤリハットについては、園長・主任会等で事例を共有して意識を高め、事故・怪我のフローチャートなどを基に事故防止に努めている。</p> <p>・遊具点検は毎朝実施している。また年1回業者による遊具の安全点検を受けている。園全体の安全点検を月1回「安全点検表」を用いて行い、避難訓練も毎月実施している。更に、散歩コースの下見を必ず行って、危険箇所を随時確認し園内で情報共有し、「散歩危機管理マップ」を作成することで危険箇所を可視化している。事故に関してのフローチャートを事務室に掲示し、各クラスに配布し備えている。</p> <p>労働安全衛生法の危険有害物の予防確認について検討を期待する。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5)	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<p>183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>186 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>189 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>・感染症対策の責任者は園長で、保健マニュアルに従って担当課の保健師へ連絡し、必要に応じて保健師から保健所へ連絡することになっている。子どもの安全確保のための管理体制を整備し、「園だより」や「保健だより」で保護者に知らせ、感染拡大防止に向けて理解と協力をお願いしている。</p> <p>・「保健マニュアル」を用いて、看護師が感染症対応研修を行い、感染症が流行する前から予防に努めている。感染症が発生した場合は「保育業務支援システム」や掲示により保護者に感染症情報などを発信し、正確で迅速な情報提供を行っている。また、ハンドソープでの手洗いやうがいを励行し、換気、室内の消毒なども行って、感染予防に努めている。感染症流行時には、ペーパータオルの使用に切り替え、必要に応じて集会・行事などの規模の縮小・自粛している。感染症が流行しているクラスはクラス合同で保育を行わないなど迅速に対応している。</p> <p>・「保健マニュアル」は看護師会で定期的（2年に1回）に見直しを行い、感染症の規模が最小限に抑えられるよう対応している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b)	<p>190 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>・「危機管理マニュアル」に非常時に備えた各種「フローチャート」があり、災害時の対応策が示されており、体制が整えられている。</p> <p>・水害訓練は、決壊が想定される裾花川を見学し、垂直避難訓練を実施した。当園の「消防計画」「洪水時の避難確保計画」等を基に、毎月想定を変えた訓練を実施している。通報訓練、避難誘導訓練、消火訓練、引き渡し訓練、不審者対応訓練（警察による）、行方不明児対応訓練等を未満児も含む園全体で行って、警察や消防署の指導を受けている。園としての備蓄リストがあり、園内に水や食料品などが蓄えられている。各クラスには避難時持ち出し用のリュックが用意され、懐中電灯、ラジオ、衣類、救急医療品等を揃え有事に備えている。「保育業務支援システム」を利用したお知らせ一斉配信機能で発信し、職員は、全庁ネットワークで非常招集メールが必要に応じて配信される。</p> <p>防災計画を基に避難訓練、消火訓練、通報訓練等で地域の各機関と連携を図り事業継続計画等を継続して見直すことを期待する。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	195	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な保育を全体で行うために、必要に応じて「保育マニュアル」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」「教育・保育の手引き」を活用し職員の共通認識が持てるようにしている。「保育における人権」等には子どもの人権擁護に関することが明記されており、日頃の保育で実践している。 ・担任は子どもの週日案・月案を作成し振り返りを行って、園長や保育主任が目を通し、必要に応じて助言している。標準的な実施方法に問題がある場合は園内研修を行ったり個別に面談を行い、自らの保育を振り返る機会とし、改善点等は職員会議の場で全体共有している。異年齢での交流に加えて、夏祭りに参加してもらった商店街での地域の人との交流を楽しむ経験をしている。
					196	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
					197	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
					198	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
					199	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	200	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの集計結果や職員会議での意見等を踏まえ、園としての意見を園長会や補佐会等に提案している。標準的な実施方法が示されている各マニュアルは、マニュアル検討会議で定期的に検証・見直しをしている。「保育園のしおり」は補佐会で毎年、「保健マニュアル」は看護師会で2年に1回見直している。 ・今年度は、自己評価や保護者アンケートの見直しを、園長会で取り組んでいる。指導計画についても、保護者アンケートや個別懇談などで表出された意見や要望を職員会議で検討し見直しを図っている。
					201	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	
					202	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
					203	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a)	<p>204 指導計画作成の責任者を設置している。</p> <p>205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。</p> <p>208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>・指導計画策定の責任者は園長で、「全体的な計画」に基づいた指導計画の立案から、実践状況の共有、振り返りの一連を保育士と共に行っている。</p> <p>・アセスメントは様々な保育過程で行われており、アセスメントのタイミングや内容にあわせて適切な支援が行われるようになっている。入園前や継続時等には「給付認定申請書兼利用申込書」「現況届」「家庭の調べ」「緊急連絡カード」などの統一様式を用いてアセスメントをしている。また、必要に応じて、調理員、看護師、園医、担当課の栄養師・保健師、こども総合支援センター・保健所・保健センターなどと連携して協議を行っている。</p> <p>・指導計画は評価・反省を行い、それ以降の指導計画に反映している。特別な配慮が必要な子どもやアレルギー除去食提供児については関連職種や保護者と話し合っている。こども総合支援センターの職員が必要に応じて訪問する「にこにこ園訪問」や、障害福祉サービスでの外部の児童発達支援施設の訪問指導等を通して、支援方法に助言・指導をもらいながら支援している。</p> <p>・特別な配慮が必要な子どもの相談や支援方法について、専門の研修を受講し個別の支援計画を作成して子どもの特性に応じた保育を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2)	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>・年間指導計画は「全体的な計画」に基づき、4期に区切って毎月に評価、反省を行っている。4月に「年間指導計画」を全職員で作成し、月末にクラス担任が「月案」を振り返り改善点を明らかにして次月の月案を作成している。</p> <p>・「個別の指導計画」は個別懇談会やアンケートなどから保護者の意向を把握してから見直し、必要に応じて職員会議で周知をしている。保護者との面談を行い、子どもや保護者のニーズを反映させている。</p> <p>・各指導計画に合わせて作成された「月案」や「週日案」は定期的に見直し、園長や保育主任の確認・助言を受けて、次の指導計画に繋げている。指導計画などは、すべて「保育業務支援システム」で入力するようになっている。</p>
		(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p> <p>222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</p>	<p>・子どもの発達状況や生活状況は長野市の統一様式の「家庭の調べ」「身体測定」「発達記録」「保育要録」等で詳細に把握でき、保育が適切に実施されているか職員間で共有されている。</p> <p>・保育が指導計画に沿って行われているか「月案」「週日案」に記録して、各期間ごとに園長や主任が確認し、必要に応じて具体的な助言や指導を行っている。記録内容や書き方に差異が生じないように保育主任を中心に個別指導や園内研修に取り組み、担当課の指導員の助言を受け、適切に記録が行われるようにしている。</p> <p>・職員は必要とする情報を毎週開かれる職員会議や幼児職員会議・未満児職員会議などで共有し、ケース会議やリスクマネジメント委員会等の議事録から常に情報を得ることができる。会議欠席の職員は職員会ノートを確認したり、クラス内で情報を収集し「保育業務支援システム」で権限の範囲内で把握・確認することができ、職員間で共有している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(3)	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>225 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>・記録の管理責任者は園長で、記録の保管については「個人情報保護のための留意事項」、記録の保存・廃棄については「ファイル基準表」、情報提供については「情報開示マニュアル」で定められている。</p> <p>・個人情報の保護についての園内研修や新規採用職員研修で理解を深めて、OJTでも随時指導し、「個人情報保護のための留意事項」の理解に繋げている。更に、「教育・保育の手引き」の読み合わせ、eラーニングでの研修を行っている。「保育業務支援システム」をパソコンやタブレットで使用する際は職員個々のパスワードを入力し、紙ベースでの個人情報については施錠のできる書庫で保管して、情報漏えい対策を十分に取っている。</p> <p>・保護者には年度初めの入所説明会等で個人情報に関する説明をし、個人情報の取扱いについて承諾を頂いている。各行事前には写真、ビデオ撮影についての配慮を促し、SNSなどへの投稿をしないように注意を喚起している。</p>